議 案 第 Ξ + 九 号

杉 並 X プ ı ル の 衛 生 管 理 等 に 関 す る 条 例 の 部 を 改 正 す る 条 例

右 の 議 案 を 提 出 す る

平 成 十 六 年 六 月 八 日

提 出 者

杉

並 \overline{X}

長

Щ

田

宏

杉 亚 X プ ı ル の 衛 生 管 理 等 に 関 す る 条 例 昭 和 五 + 年 杉 並 \overline{X} 条 例 第 + 兀 号 \smile の 部 を

次 の ょ う に 改 正 す る

杉

並

X

プ

ı

ル

の

衛

生

管

理

等

に

関

す

る

条

例

の

部

を

改

正

す

る

条

例

第 Ξ 条 第 \equiv 項 第 四 号 中 \neg プ 1 ル 水 の 下 に \neg $\overline{}$ プ Τ ル に 設 け 5 れ た 遊 泳 又 は 水 浴 に 利

用

す る 貯 水 槽 に 貯 水 さ れ て 61 る 水 を ŀ١ う ᆫ を 加 え る

第 兀 条 に 次 の 項 を 加 え る

2 0

既 納 の 手 数 料 は 還 付 L な L١ た だ L \overline{X} 長 が 特 別 の 理

由

が

あ

る

لح

認

め

た

ح

き

は

こ

の 限 IJ で な 11

第 五 条 の 次 に 次 の 条 を 加

え

る

小 規 模 プ ı ル の 管 理

る

 $\overline{}$

1

 $\overline{}$

 $\overline{}$

規

さ

第 せ 五 条 施 の 設 プ 小 規 ル 模 プ を 1 除 < ル 容 を 量 11 五 う + 立 方 を 乂 経 ı 営 1 す ル る 未 者 満 は の 貯 当 水 該 槽 施 を 設 設 を け 第 \equiv 公 衆 条 第 に \equiv 遊 項 泳 に を

定 す る 基 準 に 適 合 さ せ る ょ う 努 め る لح لح も に 前 条 に 規 定 す る 措 置 を 講 ず る ょ う 努 め な

け れ ば な 5 な いし

第 六 条 中 \neg 前 条 ᆫ を _ 第 五 条 に

改

め

る。

附 則

2

こ

の

条

の

の

際

に

こ

例

る

正

プ

1

の

生

管

等

に

関

す

許

生

こ の 条 例 は 規 則 で 定 め る 日 か 5 施 行 す る。

1 の

例 施 行 現 ょ IJ プ 条 I ル に ょ の 経 改 許 前 可 の 杉 並 X 11 る ル 施 設 衛 及 び 理

可 る 条 の 例 申 第 請 \equiv が な 条 第 さ れ て 項 11 の る 規 施 定 設 に に つ 11 て は こ 営 の 条 の 例 に ょ を 受 る 改 け 正 て 後 の 杉 並 X プ Т 現 ル に 当 の 衛 該

管 理 等 に 関 す る 条 例 第 \equiv 条 第 \equiv 項 第 兀 号 の 規 定 は 適 用 し な 11 た だ U こ の 条 例 の 施 行

の 日 以 後 に プ ı ル を 増 築 し、 改 築 し 又 は プ ı ル の 大 規 模 の 修 繕 を す る 場 合 は こ ഗ

限 IJ で な l١

提 案 理 由

プ ı ル の 水 質 に 起 因 す る 疾 病 の 発 生 防 止 策 の 層 の 推 進 を 义 る 等 の 必 要 が あ る

(手数料)	五~九略	逆流しない構造とすること。	貯水槽に貯水されている水をいう。)が	ルに設けられた遊泳又は水浴に利用する	四 給水設備は、給水管にプール水 (プー	一~三 略	きは、許可をしなければならない。	設が次に掲げる基準に適合すると認めると	があつた場合において、その申請に係る施	3 区長は、第一項の規定により許可の申請	2 略	第三条略	(許可等)	新条例
(手 数 略)	五~九略	逆流しない舞			四 給水設備は	一~三略	きは、許可をし	設が次に掲げる	があつた場合に	3 区長は、第一	2 略	第三条略	(許可等)	IΒ
		構			は		し	る	に					
		造とすること。			、給水管にプ		なければならな	基準に適合す	おいて、その	項の規定によ				条

杉並区プールの衛生管理等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

既 納 の 手 数 料 は 還 付 U な しし た だ

 \overline{X} 長 が 特 別 の 理 由 が あ る ح 認 め た لح ㅎ は

の 限 IJ で な ۱, ۱

小 規 模 プ ı ル の 管 理

第 五 条 の 小 規 模 ブ I ル 容 量 五 + 立 方

乂

ル 未 満 の 貯 水 槽 を 設 け 公 衆 に 遊 泳 を

さ せ る 施 設 ブ ı ル を 除 < を いし う。

を 経 営 す る 者 は 当 該 施 設 を 第 三条 第 項

に 規 定 す る 基 準 に 適 合 さ せ る ょ う 努 め る

ح も に 前 条 に 規 定 す る 措 置 を 講 ず る ょ う

努 め な け れ ば な 5 な ۱,

管 理 者 の 設 置

第 六 条 許 可 経 営 者 は 第 五 条 の 規 定 に ょ

必 要 な 措 置 を 講 ず る た め、 施 設 ご ۲ に 専 任

の 管 理 者 を 置 か な け れ ば な 5 な 11 た だ

U 自 5 管 理 す る ۲ き は こ の 限 IJ で な

١J

 $\overline{}$ 管 理 者 の 設 置

第 六 条 許 可 経 営 者 は 前 条 の 規 定

に

ょ

る

る

要 な 措 置 を 講 ず る た め 施 設 ご لح に 専 任

理 者 を 置 か な け れ ば な 5 な 11 た だ

自 5 管 理 す る لح き は こ の 限 1) で な

い

U

の

管

必

第 兀 条 略